

図書室カレンダー

8月



日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5 休館日	6	7	8	9	10
11	12 休館日	13	14	15	16	17
18 休館日	19 休館日	20	21	22	23	24
25	26 休館日	27	28	29	30	31

9月



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 休館日	4 (蔵書点検)	5	6	7
8	9 休館日	10	11	12	13	14
15 休館日	16 休館日	17	18	19	20	21
22	23 休館日	24	25	26	27	28
29	30 休館日					

ふれあい
フラガだより
図書室からのお知らせ

読書感想文課題図書

図書室では、第59回読書感想文全国コンクール課題図書を用意しています。貸出は1人1冊まで、1週間以内(延長不可)です。

ぜひ、ご利用ください。
《小学校低学年》
◇メガネをかけたら

- ◇わたしのおまじないのこの1ばん
- ◇なみだひっこんでる
- ◇いっしょだよ
- ◇《小学校中学年》
- ◇くりいむパン
- ◇こおり
- ◇ジャコのお菓子な学校
- ◇ゾウの森とポテトチップス
- ◇《小学校高学年》
- ◇オムレット屋へようこそ!
- ◇はるかなるアフガニスタン
- ◇有松の庄九郎
- ◇永遠に捨てない服が着たい
- ◇《中学校》
- ◇チャイシューの月
- ◇フィリックスとゼルダ
- ◇ぼくが宇宙人をさがす理由

国保だより

◎退職者医療制度に加入を

長年会社勤めなどした後退職して、国保に加入した人のうち、次に該当する人については退職者医療制度により診療を受けることとなります。この制度では、医療費の一部が退職するまで加入していた被用者保険(社会保険、共済保険等)からの交付金により賄われるため、手続きをしないしていると国民健康保険が負担すべき医療費が増大してしまい、国民健康保険税の増額につながります。

厚生年金や共済年金等の「年金証書」が届きましたら役場町民課で手続きをお願いします。

○対象となる人(次の要件にすべてあてはまる人)

《退職者本人》

- ①国民健康保険に加入している65歳未満の方
- ②厚生年金や共済年金の加入期間が、20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上の方

《退職者の被扶養者》

- ①退職者本人と同じ世帯で、国民健康保険に加入している65歳未満の方
- ②主として退職者本人の収入によって生計を維持している配偶者及び3親等以内の親族
- ③年間収入が130万円未満の方(60歳以上及び障害者は、180万円未満の方)

問い合わせ：町民課国保年金係 ☎ 2113